

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年2月19日

山梨県知事 後藤 斎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量
山梨県庁駐車整理業務 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 履行期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 履行場所
山梨県庁 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号他

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「警備」に登録されている者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による山梨県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者であって、本社（店）、支社（店）又は営業所の所在地が甲府市内の者であること。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 8 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間に於いて、1年間継続しての駐車場有人管理業務を1回として、2回以上元請けとして契約を結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。
- 9 労災保険の適用事業となったことについて関係機関に届出を行っていること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当 電話055-223-1391
- 2 入札説明書等の交付方法
平成30年2月19日(月)から平成30年2月27日(火)までの山梨県の休日を定める
条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く
毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで三の1の場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成30年2月19日(月)から平成30年2月27日(火)までの県の休日を除く毎日、
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに三の1の場所に提出すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成30年3月14日(水)午前10時
山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 防災新館2階201会議室
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を
加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を
もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札
書に記載すること。
- 6 入札の無効
二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、
入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年
山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、
無効とする。
- 7 落札者の決定方法
規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な
入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調
査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の
審査を経て落札者を決定する。

四 その他

- 1 入札保証金
免除
- 2 契約保証金
契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければなら
ない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 違約金の有無
有
- 4 契約書作成の要否
要

5 前払金の有無

無

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

7 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書による。